

令和7年4月1日

医療法人 徳洲会
介護老人保険施設しんかま
施設長 河合 雅毅

令和6年度 所定疾患施設療養費の算定状況について

[算定条件]

1. 所定疾患施設療養費(Ⅱ)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費(Ⅱ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費(Ⅱ)の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
 - ホ 慢性心不全の憎悪
4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。慢性心不全は、内服薬の調整のみでは算定不可。酸素や注射等の処置が必要。
5. 算定する場合にあつては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等も参考にすること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の該当加算の算定状況を報告すること。
7. 当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容(肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌)を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

令和6年4月～令和7年3月に算定した所定疾患施設療養費の状況を公表します。

		肺炎	尿路感染症	带状疱疹	蜂窩織炎	慢性心不全 の憎悪	計
4月	人数		2		2		4
	日数		14		15		29
5月	人数	1			2		3
	日数	4			20		24
6月	人数	1	5		1		7
	日数	7	32		5		44
7月	人数	2	2				4
	日数	15	18				33
8月	人数	2	2				4
	日数	2	10				12
9月	人数	1	4				5
	日数	10	30				40
10月	人数	1	3				4
	日数	10	21				31
11月	人数		4		1		5
	日数		24		8		32
12月	人数	2	4		2		8
	日数	14	25		16		55
1月	人数	1	5				6
	日数	9	35				44
2月	人数		2				2
	日数		17				17
3月	人数	1	1				2
	日数	10	10				20
計	人数	12	34	0	8	0	54
	日数	81	236	0	64	0	381